

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第43条 第2項 第2号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

様

令和 年 月 日

建築主が2以上の場合は、全員の氏名を連名で記入してください。

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

建築主が2以上の場合は、確認申請書(第二号様式)に準じ別紙を添付するか連名で記載してください。

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

設計者が建築士事務所に属していない場合は空欄

設計者が建築士事務所に属している場合：建築士事務所の情報
建築士事務所に属していない場合：設計者の情報

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号		記入しないでください	第 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 **申請敷地の地名地番を記入してください。**

【2. 住居表示】 **住居表示が定まっている場合は記入してください。**

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし **← チェックを入れてください。**

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 **3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。**

- 法第22条区域 敷地面積最低限度 m² 第 種高度地区 不燃化推進地域 緑化地域
- 市街化調整区域 災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域) 宅地造成工事規制区域
- 建築協定 地区計画 第 種風致地区
- 臨港地区 その他 ()

【5. 道路】
【イ. 幅員】
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()
(2) () () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) () () () () () ()
(2) () () () () () ()

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 () () () () () ()

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 () () () () () ()

【チ. 備考】 () () () () () ()

異なる用途地域、容積率・建蔽率の区域等にまたがる場合、地域・区域ごとに全て記入してください。

都市計画の制限と、道路状空地の幅員からの制限を比べて、小さい側の容積率を記入してください。

都市計画上の制限の建蔽率を記入してください。

イの敷地面積の合計を記入してください。

複数の用途地域にまたがる場合は、建築可能な容積率、建蔽率を記入してください。(按分計算、地区計画、角地緩和等の制限を考慮した数値を記入)

「角地緩和」等の適用の概要を記入してください。

【7. 主要用途】 (区分) **主要用途及びその区分番号を記入してください。**

【8. 工事種別】 **申請敷地単位での内容をチェックしてください。**
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () () ()

【ロ. 建蔽率】 **← 小数点第3位を切り上げて記入してください。** **9欄、10欄は合計数値を記入する欄がありますので、忘れず記入してください。**

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () () () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () () () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () () () () ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () () () () ()

【ワ. 延べ面積】 () () () () () ()

【カ. 容積率】 () () () () () ()

地階の住宅等の部分のみを記入してください。(地下車庫・EVの昇降路・共用廊下・階段は含まれません。)

車庫、駐輪場の全てを合計した床面積を記入してください。(全体床面積の1/5を超えていても全ての面積を記入してください。)

緩和の上限を超えていても全ての面積を記入してください。

ホからヌまでと、事務所等の他の用途の部分を除いたを除いた床面積となります。

容積率の対象となる床面積を記入してください。([ロ]は住宅等の部分の1/3までを、[ハ][ニ]は全てを、[ホ]は全体床面積の1/5までを、[ヘ][ト]は全体床面積の1/50までを、[チ][リ][ヌ]は全体床面積の1/100までをそれぞれ除いた床面積となります。)

小数点第3位を切り上げて記入してください。

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

原則として敷地内全ての建築物の数を記入してください。

【12. 工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【14. その他必要な事項】

他の許可等を伴うような場合には、その内容をここに記入してください。

【15. 備考】 法第43条第2項2号空地

・ 幅員

m

・ 敷地と接している部分の長さ

m

空地の幅員と敷地と接している部分の長さをここに記入してください。

記載例

法第43条第2項2号空地

・ 幅員 〇〇.〇〇m

・ 敷地と接している部分の長さ 〇〇.〇〇m

※「幅員」には、敷地が接している道路状空地のうち、2m以上接する最も広い幅員を記入してください。また、現況幅員が4mない場合は4mと記入してください。

敷地内に複数棟存在する場合は、1棟ごとに作成してください。

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

敷地内に1棟しかない場合は1を、複数棟存在する場合は連番で付番して、その番号を記入してください。

【2. 工事種別等】

新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

申請建築物に対する今回工事の該当項目をチェックしてください。

【3. 構造】

造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

建築物の高さは、平均地盤面からの高さを記入してください。(単位:m)

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

1 建築物の中の各用途別床面積の内訳を記入してください。例えば一戸建ての住宅に自動車車庫(08490)、自転車駐車場(08500)、倉庫業を営まない倉庫(08520)等がある場合は、分けて記入してください。

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

階数 地上 階
地下 階

申請する建築物の階数を記入してください。

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホーム

その他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑰ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ 5欄の「ロ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。